

JIS

鉄及び鋼—ほう素定量方法

JIS G 1227 : 1999

(2004 確認)

(2008 確認)

平成 11 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS G 1227 : 1992は改正され、この規格によって置き換えられる。

今回の改正では、国際規格との整合化を図るため、ISO規格の翻訳を**附属書3**として規定している。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS G 1227には、次に示す**附属書**がある。

附属書1 (規定) ほう酸メチル蒸留分離水酸化ナトリウム滴定法

附属書2 (規定) ほう酸メチル蒸留分離クルクミン吸光光度法(1)

附属書3 (規定) ほう酸メチル蒸留分離クルクミン吸光光度法(2) (ISO 13900)

附属書4 (規定) クルクミン吸光光度法

附属書5 (規定) メチレンブルー吸光光度法

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 29.5.22 改正：平成 11.3.20

官 報 公 示：平成 11.3.23

原案作成協力者：社団法人 日本鉄鋼連盟

審 議 部 会：日本工業標準調査会 鉄鋼部会 (部会長 木原 諄二)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課 (☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉄及び鋼—ほう素定量方法 G 1227 : 1999

Iron and steel—Methods for determination of boron content

序文 この規格は、JIS G 1227-1992の様式を変更して**附属書1, 2, 4及び5**とし、**附属書3 (規定)**は1997年に第1版として発行された**ISO 13900**, Steel—Determination of boron content—Curcumin spectrophotometric method after distillationを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲 この規格は、鉄及び鋼中のほう素定量方法について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 10153 Steel—Determination of boron content—Curcumin spectrophotometric method

ISO 13900 Steel—Determination of boron content—Curcumin spectrophotometric method after distillation

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

JIS G 1201 鉄及び鋼の分析方法通則

JIS K 8001 試薬試験方法通則

JIS Z 8402 分析・試験の許容差通則

3. 一般事項 定量方法に共通な一般事項は、JIS G 1201による。ただし、JIS G 1201は、**附属書3 (規定)**には適用しない。

4. 定量方法の区分 ほう素の定量方法は、次のいずれかによる。

- a) **ほう酸メチル蒸留分離水酸化ナトリウム滴定法** この方法は、ほう素含有率0.10 % (m/m) 以上5.0 % (m/m) 以下の試料に適用するもので、**附属書1 (規定)**による。
- b) **ほう酸メチル蒸留分離クルクミン吸光光度法 (1)** この方法は、ほう素含有率0.000 1 % (m/m) 以上0.10 % (m/m) 以下の試料に適用するもので、**附属書2 (規定)**による。
- c) **ほう酸メチル蒸留分離クルクミン吸光光度法 (2) (ISO 13900)** この方法は、ほう素含有率0.000 05 % (m/m) 以上0.0010 % (m/m) 以下の試料に適用するもので**附属書3 (規定)**による。
- d) **クルクミン吸光光度法** この方法は、ほう素含有率0.000 2 % (m/m) 以上0.012 % (m/m) 以下の試料に適用するもので**附属書4 (規定)**による。
- e) **メチレンブルー吸光光度法** この方法は、ほう素含有率0.000 2 % (m/m) 以上0.015 % (m/m) 以下の試料に適用するもので**附属書5 (規定)**による。ただし、はかり採った試料中にニオブ100 µg以上又はタンタル5 µg以上が含まれる場合には適用できない。